

がん対策における図書館サービスの位置づけ

～法令および計画の策定に関わる文書の分析から～

松本直樹¹ 池谷のぞみ² 高山智子³ 田村俊作⁴

1 大妻女子大学社会情報学部 (matsumoton@otsuma.ac.jp)

2 慶應義塾大学文学部

3 国立がん研究センターがん対策情報センター

4 元慶應義塾大学

抄録

2006 年にがん対策基本法が制定され、がん医療に関する情報の提供体制整備が条文上、位置づけられるとともに、都道府県に対してがん対策推進計画の策定が義務付けられた。本研究の目的は、都道府県が計画上、がんに関する情報提供を公立図書館を通じて行う背景について、主に関連文書から解き明かすことにある。結果、市民のアクセスが容易であること、がん医療に限定されない幅広い情報提供が可能であること、等が要因として考えられることが分かった。

1. はじめに

2006 年、がん対策基本法が制定され、がん医療に関する情報の提供体制整備が法律上、位置づけられるとともに、都道府県（以下「県」）に対してがん対策推進計画策定が義務付けられた。県による計画の中には、公立図書館（以下「図書館」）を通じたがん情報提供を明文化したところがある。本研究の目的は、県が計画上、がんに関する情報提供を図書館を通じて行う背景について、主に法令や計画に関わる文書から解き明かすことにある。特に、機能・特徴について質的に検討する。

近年、国は法律に基づき各種の政策分野に関わる計画を策定し、地方自治体にそれに基づく計画策定を義務付けたり、奨励したりすることを通じて政策を推進することが増えている¹⁾。本研究はそうした近年の政策動向の中で、図書館がそれらの計画に位置づけられる可能性を探るという意図もある。

2. 先行研究と調査方法

がん対策基本法やその計画と図書館の関係について分析した先行研究はない。都道府県立図書館

（以下「県立図書館」）によるがん関連サービスについては事例報告がある²⁾。また類似分野である「健康日本 21」について、サービスの必要性を述べた文献がある³⁾。

調査方法について述べる。本研究では国および県の法令と計画について資料を元に検討する。

まず、国の動きを検討する。はじめに、がん対策基本法において情報提供がどのように位置づけられたかを確認する。つぎに、がん対策基本法によって策定が義務付けられたがん対策推進基本計画およびその策定に関わったがん対策推進協議会における議論を検討する。

以上を踏まえた上で、県について検討する。まず、47 都道府県の条例および 2 次にあたるがん対策推進計画を調べ、図書館によるどのようなサービスがどのように位置づけられたかを確認する。

以上を踏まえて、計画と図書館との関係を明らかにし、図書館が計画に位置付けられた背景を明らかにする。

3. がん対策と情報提供

がん対策の体制および情報提供に関わる中心組

織について確認しておく。

近年のがん対策に関わる政策は、上でも述べたように、がん対策基本法、がん対策推進基本計画（以上、国）、がん対策推進計画（県）が中心である。それに加えて、県の中にはがん対策に関わる条例を制定していることがある。また、がん対策推進計画を具体化したアクションプランを策定している県もある。

がん対策に関する情報の収集、発信の中核組織として、国立がんセンターがん対策情報センターが2006年に設立されている。がん対策情報センターは、地域のがん診療連携拠点病院におかれる相談支援センターと「がん情報提供ネットワーク」を構築している⁴⁾。

4. 調査結果

以下、はじめに国による取組について述べ、次に県による取組について述べる。

4.1. 国による取り組み

ここでは法律および計画について述べる。

4.1.1. がん対策基本法およびその立法過程

日本におけるがん対策は古いが、2006年に成立したがん対策基本法は、近年における積極的な取り組みのきっかけである。がん対策基本法はがん研究の推進とそれらの普及、がん医療の均てん化、医療提供体制の整備が目的とされる（第2条）。

本研究で検討する図書館に関連する条文としては、まず第6条で「国民の責務」として、生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持つことがうたわれている。また、第9条で政府による計画策定、第11条で県による計画策定が義務として規定されている。そして、情報提供に関しては、第17条で「がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等」として「国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずる」と定めている。

がん対策基本法の立法過程では、民主党・無所属クラブと、自由民主党・公明党が別々に同名の「がん対策基本法案」を提出している⁵⁾。前者⁶⁾は、関連の条文として「がん情報ネットワークの構築等」を挙げている。そこではがん医療に関わ

る専門的な情報のデータベース化、ネットワーク化による情報提供の均てん化がうたわれている⁷⁾。後者⁸⁾は、成立した条文（第17条）と同じであり、対象・手法ともに幅広い対策を含みうる条文であった。国会審議では、図書館への言及はみられない。なお、がん対策基本法において、がん患者およびその家族は政策推進の大きな力となっている⁹⁾。このことは、国や県の計画づくり、条例づくりでも同様である。

4.1.2. がん対策推進基本計画とその策定過程

がん対策基本法にもとづき、厚生労働大臣はがん対策推進基本計画を策定している。

ここでは図書館と関係すると考えられる分野を中心に確認する。第1次計画（2007年6月）では、第3の3(3)において情報提供が述べられている。取り組むべき施策では、施策展開の中心機関はがん対策情報センターとされているが、連携相手として相談支援センターとともに地方公共団体が挙げられている。図書館について言及はないが、がんの正しい知識の普及、がん年齢に達する前からの教育、インターネット利用の有無にかかわらず情報入手手段の確保など、図書館と関連の深い記述がみられる。

第2次計画（2012年6月）では、全体目標として従来のがん死亡者の減少、がん患者の苦痛軽減に加えて、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が加わった。これにより、教育や就労等、がんとともに生きていく社会の構築が一つの柱となった。

図書館については、第4の2「がんに関する相談支援と情報提供」および同8の「がんの教育・普及啓発」で関連の記述がある。第4の2では、相談支援センター、国立がん研究センターの活動と課題が述べられている。取り組むべき施策としては、国、地方公共団体等が自ら、より効率的な情報提供体制構築を進めるべきこと等が述べられている。8では、学校教育を中心に健康教育全体のなかで「がん」教育を推進すべきことが述べられている。第2次計画でも図書館への言及はないが、計画の主旨はがんに関する適切な情報提供と、それに対する人々の理解向上であることから、図書館が貢献できる分野も多い。

がん対策基本法では、がん対策推進基本計画を策定する際、「関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする」

(第9条4項)とされている。それにもとづき計画を検討したがん対策推進協議会(厚生労働省)の議事録を調べると¹⁰⁾、「図書館(室)」という言葉は2回出てくる。1回目は一般的なチーム医療に加えて、病院図書室のスタッフの活動も患者のQOL向上に資するのではという意見(第38回)である。2回目はがん対策情報センターによる図書『がんのひみつ』を図書館に無料配布したことの報告である(第42回)。

以上、全体としてがん対策推進基本計画は図書館を通じた情報提供を明記していないが、図書館の貢献できる分野は多くあることが分かった。

4.2.県による取り組み

県では国の基本計画を基本としつつ域内の状況を踏まえ計画を策定する。がん対策を行う担当部署は県により異なるが、首長部局の保健福祉部などの課、係、班、グループなどが多い¹¹⁾。教育委員会・教育機関である図書館と組織的な距離は遠い。計画は5年ごとに再検討し適宜見直すとされている。また、法律上は明記されていないが、多くの県では国と同様、がん対策推進協議会といった名称の組織を設置し検討している。

4.2.1.がん対策条例

2006年に島根県が策定して以降、策定が相次いだ。これらの多くが、がん対策基本法や関連施策に沿った内容となっている。情報提供に関しては、多くの県で独立した条文を持っている。ただし、その対象、提供情報については県によって多少異なる。条文中、がん診療連携拠点病院等の機関名が出てくるところもあるが、図書館という語はいずれの条例にも出てこない¹²⁾。

4.2.2.がん対策推進計画における図書館

県によるがん対策推進計画は、国の推進基本計画に沿って、現在、基本的に第2次の計画が策定され推進されている¹³⁾。本研究ではがん対策基本法に基づく1次および2次の全県の計画を調査し図書館に関わる記述を探した¹⁴⁾。

結果、計画に図書館に関わる記述があったのは6県であった。これらについて、1次・2次のいず

れか、策定期間、サービス実施主体、記載箇所、対象者、提供情報について整理したものが表1である。

1次・2次という観点からみると、2次になってから記載されることが増えている。このことは、前述した2次計画における全体目標の変化が影響している可能性がある。サービス実施主体は、県の計画ではあるが、県立に限らず基礎自治体の図書館も含んだものが多い。記載箇所については「相談支援と情報提供」が多いが、それ以外に「がんの教育・普及啓発」や、「がん患者の就労を含めた社会的な問題」もみられる。対象者は、「県民」等一般である場合と、「がん患者・家族」に大別される。提供が期待される情報としては、県が策定した「がんサポートハンドブック」といった特定資料である場合(沖縄県2次)から、がん医療情報、さらにはがん関連図書や闘病記など、幅広い情報提供も期待されている。

表1に示していないが、図書館、特に基礎自治体の図書館については、利用者によるアクセスのしやすさが期待されていることが多かった。例えば滋賀県(2次)では、「相談支援センターは、県民に認知されるよう、市町・県立図書館など公共施設との連携を図り、県民が容易に情報を入手できる場所の拡充を行います」¹⁵⁾と記載されている。

「県民が容易に情報を入手できる」との文言に見られるように、アクセスのしやすさが図書館の特徴と捉えられている。同様の記述は大阪府、長崎県でも見られるが、これらはいずれも、基礎自治体の図書館を計画に位置付けているものである。

計画に掲載された6県のうち、計画策定時点でサービスを実施していたのは鳥取県と島根県の2県である¹⁶⁾。残りの4県は県立図書館についてはサービス実施を確認できなかった。

5.まとめと課題

がん対策基本法、がん対策推進基本計画、がん対策の条例に図書館という言葉は出てこないが、図書館が貢献できることが多くあることが分かった。厚生労働省のがん対策推進協議会においては、特定資料の配布機関として図書館への言及があった。また、県のがん対策推進計画の分析からは以

下のことが分かった。

・1次計画と比較すると2次計画で図書館の記載が増えている。

・情報提供機関としての役割以外にも、教育・普及啓発や就労を含めた社会的な問題で図書館に関わる記載が見られた。

・基礎自治体の図書館に対しては、市民によるアクセスの容易性が期待されていると推測される。

・特定資料の配付機関という役割から、より広い内容を含む情報提供まで期待される役割には幅があった。

本研究では、文書から分かる事項に限定して調査を行なった。そのことにより広範な調査が可能であったが、計画掲載に至った経緯（至らなかった経緯）については、今後の課題としたい。

謝辞；本研究は2015年～2018年度科学研究費補助金基盤研究（B）（課題番号：15H02788）の助成を受けたものです。

【注】

1）小野寺理「法制執務コラム」『立法と調査』No.209, 1999. <http://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column023.htm>, (参照2016-04-20), 塩野宏「基本法について」『日本學士院紀要』Vol.63, No.1, 2008, p.1-33.

2）以下の報告がある。法人がん患者リボンズ『全力討論！がん患者さんと家族を支えるために「図書館と病院・医療従事者の連携が始まる」』2013, 10p. 「健康情報サービスから探る地域との協働」第101回全国図書館大会組織委員会『第101回全国図書館大会東京大会記録』2016, p.235-245.

3）宮崎奈穂子「市町村健康政策に応じた公共図書館の健康情報サービス」『現代の図書館』Vol.43, No.4, p.216-223.

4）高山智子「がん情報提供体制の構築」腫瘍内科, Vol.2, No.1, 2008, p.23-28.

5）小林仁「がん対策基本法の意義とがん医療の在り方」『立法と調査』No.265, 2007, p.55-69.

6）衆議院。「衆法 第164回国会 16 がん対策基本法案」http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g16401016.htm, (参照2016-04-20) .

7）民主党, 岡本充功による質問。第164回国会衆議院厚生労働委員会会議録第十九号, p.10-11. (平成18年4月28日) .

8）衆議院。「衆法 第164回国会 29 がん対策基本法案」http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g16401029.htm, (参照2016-04-20).

9）本田麻由美「行政との接点 がん対策基本法施行から一年を経て-患者の視点から」『Cancer frontier』Vol.10, No.1, p.180-182.

10）厚生労働省がん対策推進協議会 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-gan.html?tid=128235>) の第1回から第56回 (2007年4月5日から2016年3月10日) の議事録を確認した。

11）今井博久編『日本のがん対策「今、何をすべきか」がわかる本』サンライフ企画, 2012, p.35-36.

12）がん対策条例については、各県のホームページで公開されている例規集から「がん」という語をキーワードに検索を行い探した。

13）今井博久, 中尾裕之, 福田吉治「都道府県がん対策推進計画の現状と第二期への期待」『保健医療科学』 Vol.61, No.6, 2012, p.584-589.

14）各県の計画は、①各県がん対策のHP, ②国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(Warp) (<http://war.p.da.ndl.go.jp/>) で公開されているものを確認し、確認できなかった静岡県の第1次計画のみ実物で確認した。

15）滋賀県『滋賀県がん対策推進計画』滋賀県健康福祉部健康長寿課, 2013, p.61.

16）サービス実施の有無は、2)の資料のほか、各県立図書館の図書館要覧等及びWarp (前掲14))を確認した。

表1 がん対策推進計画における図書館に関わる記載情報

都道府県	1次 /2次	策定期間	サービス実施 主体*1	記載箇所*2	対象者	提供情報
滋賀県	2	2013.3	市町・県立	相談支援と情報提供	一般	----
大阪府	1	2008.8	公立	相談支援と情報提供	がん患者・家族	がん医療情報
鳥取県	1	2008.4	県立	相談支援と情報提供	がん患者・家族	闘病記および優良図書
	2	2013.4	県立	相談支援と情報提供	がん患者・家族	闘病記およびがん医療
島根県	2	2013.3	公立・県立	普及啓発と情報提供	がん患者・家族	がん関連図書
長崎県	2	2013.3	図書館	相談支援と情報提供	一般	がん医療情報
			図書館	教育・普及啓発	----*3	がん情報
沖縄県	2	2013.4	公立	相談支援と情報提供	一般	がんサポートハンドブック
				就労を含めた社会的な問題	一般	がん関連図書等

*1 記載は計画のとおりを原則とした。なお、がん診療連携拠点病院などの病院図書室は今回の分析から除いた。

*2 がん対策推進基本計画（1次・2次）の柱立てにそって分類した。

*3 「—」は計画中に記載のないことを表す。